



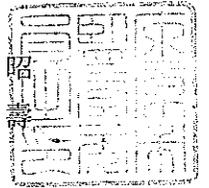
庄原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年3月23日

庄原市監査委員
同

藤原公峯
名越峯





庄・監 第 62 号

平成 23 年 3 月 23 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭
同 名越 峯壽



平成 22 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 22 年度

監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

平成 23 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 21 年度に執行された財務に関する事務について、総務課、政策推進課、企画課、財政課、管財課、会計課、高野支所企画調整室、高野支所地域振興室、高野支所市民生活室及び高野支所環境建設室が所管する次の事務を対象に監査を実施した。

また、監査の必要に応じて、平成 20 年度以前に執行された事務も監査の対象とした。

課 及 び 室 名	監 査 対 象 事 務
総 務 課	(1) 文書管理システム運用事務 (2) 庄原市役所本庁舎総合管理業務委託事務 (3) 庄原新庁舎設備機器年間保守点検業務委託事務 (4) 庄原市新庁舎（車庫・書庫棟）新築工事事務 (5) 庄原市新庁舎周辺融雪設備工事事務 (6) 人権講演会講師派遣業務委託事務 (7) メンタルヘルスカウンセリング業務委託事務 (8) 職員健康診断業務委託事務 (9) 庄原市消防団後援会連合会補助金交付事務 (10) 庄原市洪水ハザードマップ作成業務委託事務
政 策 推 進 課	(1) 庄原市携帯電話鉄塔建設用地測量業務委託事務 (2) 庄原市電波遮へい対策事業補助金交付事務 (3) 地域バイオマス利活用交付金事業（木質バイオマス利活用プラント整備事業）補助金交付事務 (4) 庄原市ペレットストーブ購入促進補助金交付事務
企 画 課	(1) 綿陽市友好代表団の訪日に係る通訳随行業務委託事務 (2) 庄原市県立広島大学研究開発助成事業補助金交付事務
財 政 課	(1) 一時借入金借入事務
管 財 課	(1) 物品の管理並びに処分の総合調整事務 (2) e-しょうばらネットワーク保守業務委託事務
会 計 課	(1) 物品管理事務
高野支所地域振興室	(1) 高野支所ごみ収集業務委託事務 (2) 高野支所総合管理業務委託事務 (3) 自治振興区振興交付金交付事務 (4) 広島県雪合戦大会事業補助金交付事務 (5) 庄原市農林漁業振興（農産園芸振興事業）補助金交付事務 (6) 庄原市農業法人育成（農業生産法人経営高度化事業）補助金交付事務
高野支所市民生活室	(1) 高野地域生活バス・スクールバス・保育所通所バス運行管理業務委託事務 (2) 庄原市たかの温泉神之瀬の湯指定管理事務 (3) 庄原市私立保育所施設運営補助金交付事務
高野支所環境建設室	(1) 比婆郡高野町土地区改良区運営事業補助金交付事務 (2) 高野中央地区農業集落排水処理施設運転管理業務委託事務

2 監査の期間

平成 22 年 11 月 5 日から平成 23 年 3 月 14 日まで

3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性等の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

4 監査の結果

監査対象とした課及び室のうち、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管室の財務に関する事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

[各所管課・室 共通]

(1) 物品の管理について

物品管理規則に基づき全庁において、物品については、毎年度1回以上の検査を実施されたい。

特に、備品については、合併、仮庁舎での業務、新庁舎の建設等により所属換えが行われているため、備品管理システムの入力事項と現物の同一性を確認されたい。

なお、物品の適正な管理を期するため、管財課及び会計課は、物品の検査体制を確立されたい。

(2) 随意契約による契約事務について

随意契約により契約を締結する場合、随意契約理由書には随意契約を選択する明確な理由を記載されたい。

特に、一者見積りによる随意契約については、業者選定理由を詳細に記載されたい。

また、随意契約に関する起案、予定価格の設定等、適正な契約事務に努められたい。

(3) 起案文書の決裁日等の記載及び文書管理について

文書管理規程に基づき、完結した起案文書については、決裁日、施行日、完結日を記載し、保管及び保存されたい。

なお、文書の保存年限の計算は、完結した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算するため、起案文書には、必ず完結日を記載し、適正な文書管理に努められたい。

[総務課]

(1) 文書管理システム運用事務について

平成 18 年度定期監査において、文書管理システムの運用について、システム利用の向上、操作性の向上、情報公開への対応などの意見を付しているが、措置が講じられているとは言い難い状況である。

文書管理規程に基づき、起案は文書管理システムにより行うこととなっているが、文書管理システムを全く利用していない課等が、本庁 10 課、支所 14 室に及んでいる。

なお、文書管理システムには、毎年度、ライセンス料として約 120 万円、その他にシステム更新料等の経費を要している。(予算執行：管財課)

文書管理規程に基づく、文書管理システムの適正な使用を全庁に指導するとともに、文書管理システムの経費や目的に則した運用について検討されたい。

[政策推進課]

(1) 庄原市ペレットストーブ購入促進補助金交付事務について

ペレットストーブまたはペレットボイラーの購入者に対し、購入経費の一部を補助金として交付している。

一部の実績報告について、補助金交付要綱に基づく、補助対象となるペレットストーブ等の購入経費を確認できる書類の写しが、添付されていなかったため、今後、注意して事務執行に当たられたい。

[財政課]

(1) 一時借入金借入事務について

支払資金の不足を補うため、金融機関より一時借入金を借り入れている。

一時借入金を借り入れるときは、会計規則に基づき、歳入に準じた事務手続き(歳入調定書の作成)を行われたい。

[高野支所地域振興室]

(1) 高野支所総合管理業務委託事務について

高野支所のエレベーター保守点検業務等の 4 業務について、一括し総合管理業務として、二者の見積り合せにより委託契約を締結している。

契約執行伺いを確認したところ、随意契約を執行する根拠規定が誤っていたので、適正な根拠規定を記載されたい。

また、契約規則に基づき、契約の完了検査を行い、検査調書を作成されたい。

(2) 広島県雪合戦大会事業補助金交付事務について

毎年2月に高野地域で開催される広島県雪合戦大会を支援するため、補助金を交付している。

継続的な補助金と考えられるため、補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。

[高野支所市民生活室]

(1) 高野地域生活バス等運行管理業務委託事務について

高野地域の生活バス、スクールバス及び保育所通所バスの運行管理業務について、一者見積りにより5年間の長期継続契約を締結している。

委託料を概算払により支出しているが、会計規則に基づき、委託料(指定管理料の支出を除く。)は、概算払のできる経費に指定されていないため、支出の方法を検討されたい。

委託料の変更について、口頭により協議し、精算後に委託料を追給しているが、書面により協議されたい。

また、契約規則に基づき、契約の完了検査を行い、検査調書を作成されたい。

(2) 庄原市私立保育所施設運営補助金交付事務について

社会福祉法人高野会が運営する新市保育所を支援するため、補助金を交付している。

補助事業者より事業計画変更承認申請書が提出され、審査後、事業計画変更承認通知書を交付しているが、交付決定額が変更されているので、事業計画変更承認通知書に変更後の交付決定額を記載されたい。

[高野支所環境建設室]

(1) 高野中央地区農業集落排水処理施設運転管理業務委託事務について

高野中央地区農業集落排水処理施設の運転管理、水質分析及びマンホールポンプ保守点検の業務について、一者見積りにより委託契約を締結している。

委託料の支出については、契約条項に基づき、委託業者より提出された運転管理保守点検報告書の受領後、業務の検査確認を行い、その後、請求書を受領し、支出命令書を作成することとなっている。

平成21年9月及び10月分の支出命令書を見たところ、運転管理保守点検報告書の受領前に請求書を受領し、支出命令書が作成されていたので、適正な委託料の支出に努められたい。

契約執行伺いを確認したところ、随意契約を執行する根拠規定が誤っていたの

で、適正な根拠規定を記載されたい。

また、契約規則に基づき、契約の完了検査を行い、検査調書を作成されたい。

む す び

今回の定期監査では、本庁 6 課、高野支所 4 室の平成 21 年度に執行された事務について監査を実施し、併せて関連する財政援助団体等監査を実施した。

物品については、税等を財源とする現金が形態を変えたものであり、職員は、物品の歳出予算の目的に則した使用が求められるとともに、善良な管理をしなければならないことを認識することが必要である。

そのためには、備品や郵便切手類等の物品が台帳の記載事項と現物が一致するかどうか、毎年度 1 回以上の検査を実施されたい。特に、備品については、合併や新庁舎建設等により所属換えが行われていると考えられるので、備品管理システムの入力事項を確認されたい。

次に、地方公共団体の契約は、公共の利益を目的とするものであり、法令、条例、規則等により、一定の事務規制がなされており、これまでの定期監査において、契約事務手続の適正化についての意見や指摘を行っている。

これを受けて、管財課では、平成 22 年 2 月に地方自治法、地方自治法施行令、事務決裁及び専決規則、契約規則等に基づく、契約手続マニュアルの整備に努められたところである。

このマニュアルとは異なる手順や省略により、契約手続を進められた場合、法令、規則等が守られない可能性が高まると考えられるので、手順に沿った適正な契約手続に努められたい。

最後に、今回の定期監査における意見や指摘を監査対象課及び室だけの課題とするのではなく、全庁における課題として捉えられ、適正な事務執行に努められたい。